

《地方消費税引き上げ分における使途の明確化について》

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度十津川村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりとなっています。

(歳入)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	38,200千円
(歳出)	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	443,500千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	149,554	69,790	34,316	0	12,882	32,566
	老人福祉事業	14,445	0	40	848	1,244	12,313
	母子福祉事業	7,129	2,376	0	0	614	4,139
	福祉医療事業	19,598	0	7,176	300	1,688	10,434
	児童福祉事業	22,835	15,759	3,536	0	1,967	1,573
	生活保護事業	73,666	55,114	0	180	6,345	12,027
	小計	287,227	143,039	45,068	1,328	24,740	73,052
社会保険	国民健康保険事業	31,073	4,025	13,011	0	2,676	11,361
	介護保険事業	104,901	5,595	2,797	0	9,036	87,473
	小計	135,974	9,620	15,808	0	11,712	98,834
保健衛生	予防事業	8,024	144	0	0	691	7,189
	保健事業	9,690	0	37	333	834	8,486
	母子保健事業	2,585	162	81	50	223	2,069
	小計	20,299	306	118	383	1,748	17,744
合計	443,500	152,965	60,994	1,711	38,200	189,630	